

# 報 道 資 料

提 供 日 平成 31 年 1 月 31 日  
タ イ ト ル あん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の不正請求  
担 当 静岡県後期高齢者医療広域連合事務局 第 2 医療給付室  
連 絡 先 〒420-0851 静岡市葵区黒金町 59 番地の 7 ニッセイ静岡駅前ビル 3 階  
静岡県後期高齢者医療広域連合事務局（担当：第 2 医療給付室）  
電話 054(270)5530 E-mail [jimukyoku@shizuoka-ki.jp](mailto:jimukyoku@shizuoka-ki.jp)

---

## あん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の不正請求について

静岡県内において、あん摩・マッサージ・指圧業務を営む者が、不正に療養費を受給していたことが判明した。

### 1 不正請求の概要

#### (1) 不正請求を行った者

- ・法人名称：株式会社伊豆メディカル
- ・法人所在地：沼津市大岡 1975 番地の 10
- ・施 術 所：びわの葉治療院（沼津市大岡 1975 番地の 10）
- ・代表者氏名：井上 貴央（代表取締役）
- ・代表者住所：駿東郡長泉町本宿

#### (2) 不正受給額

2,048,823 円

※平成 28 年 9 月から平成 30 年 9 月までの施術分（被保険者 5 名、延べ 80 件）

#### (3) 不正内容

##### ①架空請求

あん摩・マッサージ・指圧施術について、実際には施術をしていないにもかかわらず、施術をしたかのように装い、療養費支給申請書に虚偽の記載をして療養費を不正に受給していた。

##### ②医師の同意を得ない施術（無同意施術）

あん摩・マッサージ・指圧施術に係る療養費の受給について、初回は医師の書面による同意（3 カ月有効）が必要であり、施術を継続するためには 3 カ月ごとに書面又は口頭で医師の再同意を得る必要がある。

上記の者は医師の初回の同意は得ていたが、3 カ月ごとの医師の再同意を得ていないにもかかわらず、療養費支給申請書に医師の再同意を得ているとの虚偽の記載を行い、療養費を受給していた。

※平成 30 年 10 月から医師の同意については口頭ではなく、書面で同意を得ることと同意の有効期間は 6 カ月に取扱いが改正された。

### 2 広域連合としての対応について

上記法人とその代表者に対し、平成 31 年 2 月 1 日から 5 年間代理受領の取扱いを中止するとともに、不正受給額 2,048,823 円を返還請求した。また、静岡県警に対して刑事告訴することを検討している。

### 3 広域連合長のコメント

不正請求があったことは誠に遺憾であります。

今回のような不正請求事案に対しては、不正受給額の返還を求めるとともに、代理受領の取扱いを中止するなど厳正に対処してまいります。

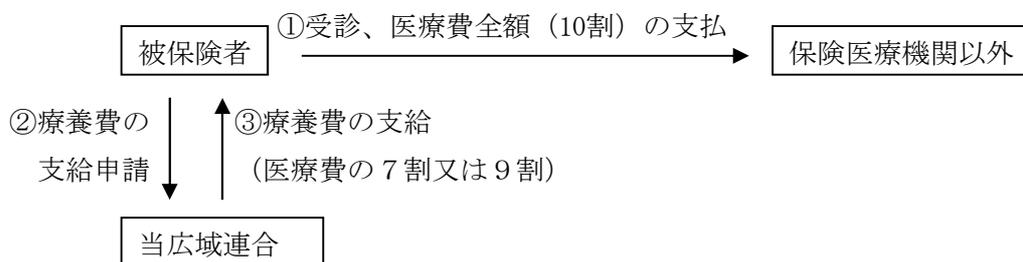
また、今後、はり・きゅう及びあん摩マッサージ施術に係る療養費の支給については、引き続き不正請求の把握と防止に努め療養費の適正化を進めてまいります。

#### 【参考】

##### 1 療養費について

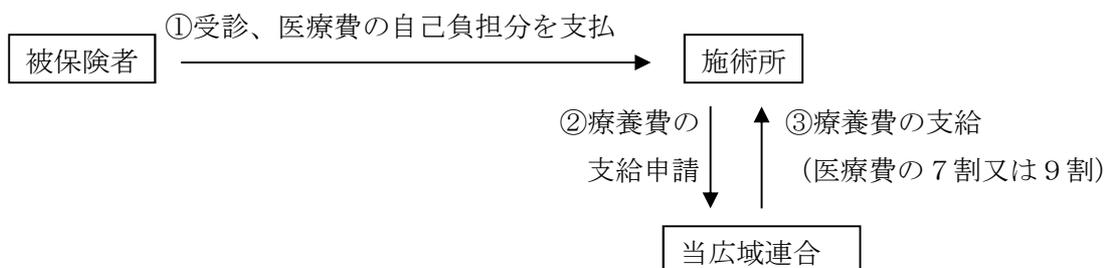
療養費とは、被保険者が保険医療機関以外の医療機関等を受診した際に支払う医療費全額のうち、保険給付分（医療費の7割又は9割）を被保険者からの申請によって償還払いする方法である。

結果として、被保険者は自己負担分（1割又は3割）のみを負担することになる。



##### 2 代理受領について

当広域連合では、被保険者の負担軽減のため、被保険者本人がはり・きゅう及びあん摩・マッサージ施術に係る療養費の受取を施術者に委任する代理受領による委任払いの取扱いを認め、被保険者が自己負担分のみでこれらの施術所を受診できるようにしている。



##### 3 医師の同意書の取扱いについて

平成30年9月までの医師同意は、同意書（3ヵ月有効）を療養費支給申請の都度これに添付することを原則とするものであるが、初療の日から3ヵ月を超えて施術を受ける場合は、実際に医師から同意を得ていれば（口頭による同意等）必ずしも医師の同意書の添付は要しないこととされている。この場合、支給申請書には、同意をした医師の住所、氏名、同意年月日、病名、要加療期間の指示がある場合はその期間を付記する取扱いとされている。（厚生労働省通知「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」）

尚、平成30年10月から医師の同意については口頭ではなく、書面で同意を得ることと同意の有効期間は6ヵ月に取扱いが改正された。